

## 固定資産をめぐる会計・税務の留意点

平成 24 年 5 月 8 日 (火)

### 固定資産の分類

#### ① 固定資産の分類

固定資産とは、一般的に 1 年以上の長期にわたって使用又は利用する目的で保有する資産のことをいい、法人税法では、棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち、次に掲げるものと規定されています。

- ・ 土地
- ・ 減価償却資産
- ・ 電話加入権
- ・ 上記資産に準ずるもの

#### ② 減価償却資産

減価償却資産とは、棚卸資産、有価証券又は繰延資産以外の資産のうち、次に掲げるもの（事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものを除く）をいいます。

- ・ 建物及びその附属設備
- ・ 構築物
- ・ 機械及び装置
- ・ 船舶
- ・ 航空機
- ・ 車両及び運搬具
- ・ 工具、器具及び備品等

#### ③ 非減価償却資産

本来は減価償却資産に該当するもののうち、事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものについては、減価償却はできません。ただし以下の例外があります。

##### ・ 稼働休止資産について

稼働を休止している資産であっても、その休止期間中必要な維持補修が行われており、いつでも稼働しうる状態にあるものについては、減価償却資産に該当します。

##### ・ 建設中の資産について

建設中の建物、機械及び装置等の資産は減価償却資産には該当ませんが、建設仮勘定として表示されている場合であっても、その完成した部分が事業の用に供されているときは、その部分は減価償却資産に該当します。

## 固定資産の取得

### ① 固定資産の取得価額

固定資産の取得価額は、次の価額と、事業の用に供するために直接要した費用の額のとの合計額になります。

#### ・ 購入の場合

購入代価、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税（附帯税を除く）、その他購入のために要した費用

#### ・ 自己建設の場合

原材料費、労務費、経費

#### ・ 贈与、交換、代物弁済の場合

取得のために通常要する費用（時価）

### ② 固定資産の取得価額に算入すべきもの

土地、建物等の取得に際して支払う立退料、土地とともに取得した建物等の取壊費用等、事後的に支出する費用、未経過固定資産税相当額は固定資産の取得価額に算入する必要があります。

#### ・ 土地とともに取得した建物等の取壊費用等

法人が建物等の存する土地を建物等とともに取得した場合又は自己の有する土地の上に存する借地人の建物等を取得した場合において、その取得後おおむね一年以内に当該建物等の取壊しに着手する等、その建物等を取壊して土地を利用する目的であることが明らかであると認められるときは、当該建物等の取壊しの時における帳簿価額及び取壊し費用の合計額は、当該土地の取得価額に算入しなければなりません。

当初は建物を取り壊す目的がなくても、1年以内に建物を取壊した場合、建物は減価償却を行うことはできず、すべて土地の取得価額に含めなければなりません。土地は非減価償却資産に該当し、減価償却を行うことができません。土地は売却時まで一切の費用が発生しないことから、このような取引にあたる場合には注意が必要です。

#### ・ 事後的に支出する費用

落成式等、減価償却資産の取得後に生ずる付随費用の額は、当該減価償却資産の取得価額に算入しないことができます。

固定資産の完成の前に生ずる費用は固定資産の取得価額に算入し、減価償却を通じて費用としますが、固定資産の完成後に生ずる費用は期間費用としてその発生に着目して費用としていきます。

・ 未経過固定資産税相当額

前の所有者が負担した固定資産税のうち、譲渡後の期間に対応する固定資産税相当額を、買主が支払った場合、当該金額は固定資産の取得価額に含めなければならず、租税公課として損金経理はできません。

買主が支払った固定資産税相当額は、固定資産税の納付ではなく、固定資産を取得するための要する費用であるので、固定資産税相当額を売買価額とは別に支払ったとしても、当該金額は固定資産の取得価額に算入しなければなりません。

③ 固定資産の取得価額に算入しないことができるもの

借入金の利子、特定の費用、は取得価額に算入しないことができます。

・ 借入金の利子

固定資産を取得するために借り入れた借入金の利子の額は、当該固定資産の使用開始前の期間に係るものであっても、これを当該固定資産の取得価額に算入しないことができます。ただし、借入金の利子の額を建設仮勘定に含めたときは、当該利子の額は、固定資産の取得価額に算入されたこととなります。

・ 特定の費用

不動産取得税又は自動車税

登録免許税その他登記又は登録のために要する費用（司法書士支払う報酬等）

## 中古資産の取得

① 原則法

耐用年数の全部又は一部を経過した中古資産を取得して事業の用に供した場合には、使用可能期間の年数を見積もって耐用年数とすることができます。

② 簡便法

残存耐用年数を見積もることが困難なときは、法定耐用年数を基にして、次の算式で計算した年数によることができます。

・ 法定耐用年数の全部を経過したもの

法定耐用年数  $\times$  0.2 = 残存耐用年数（1年未満切捨、2年以上）

・ 法定耐用年数の一部を経過したもの

法定耐用年数 - 経過年数 + 経過年数  $\times$  0.2 = 残存耐用年数（1年未満切捨、2年以上）

③ 資本的支出の額を区分して計算した場合の耐用年数の簡便計算

取得した中古資産を事業の用に供するにあたり、その資産についてした資本的支出の額がその資産の取得価額の50%を超える場合は、②の簡便法は使うことができず、次の算式で計算した年数を耐用年数とすることができます。ただし、資本的支出の額が当該減価償却資産の再取得価額の

50%を超える場合には、この算式は用いることができません。

$$\frac{\frac{\text{中古資産の取得価額 (資本的支出の額を含む)}}{\text{便法による耐用年数}}}{\frac{\text{中古資産の取得価額}}{\text{法定耐用年数}} + \frac{\text{中古資産の資本的支出の額}}{\text{法定耐用年数}}} = \text{残存耐用年数}$$

## 少額減価償却資産等

### ① 少額資産等の全額損金算入制度

使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の少額減価償却資産は、事業の用に供した日の属する事業年度において、損金経理を行うことにより、損金の額に算入することができます。

### ② 一括償却資産の損金算入制度

取得価額が20万円未満の減価償却資産は（①の適用を受けるものを除く）、3年間で損金経理により損金の額に算入することができます。当該資産に譲渡、滅失、除却等の事実が生じたときであっても、一括償却を継続しなければなりません。

### ③ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入

青色申告法人が、取得価額30万円未満の一定の少額減価償却資産の取得価額相当額につき、その事業の用に供した事業年度において損金経理したときは、その事業年度の損金の額に算入できます。ただし、当該資産の取得価額の合計額は、1年間300万円以下と規定されています。

### ④ 中小企業者等における少額資産等の適用のまとめ

- ・10万円未満の固定資産の購入・・・全額損金算入・一括償却・資産計上
- ・10万円以上20万円未満の固定資産の購入・・・全額損金算入・一括償却・資産計上
- ・20万円以上30万円未満の固定資産の購入・・・全額損金算入・資産計上
- ・30万円以上の固定資産の購入・・・資産計上

※ 少額資産の全額損金算入及び一括償却資産の適用をうける場合、当該固定資産は償却資産税の対象とはなりません。中小企業者等の少額減価償却資産の適用を受ける場合には、当該資産は償却資産税の対象となります。